

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

- 専門人材マッチング

業界内のIT化促進のために専門人材の紹介やマッチマッチングを多少忙しくてもおこなっていきたい

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

#### ① 価格決定方法

不合理な原価低減要求は行いません。取引対価の決定に際しては、下請事業者から協議の申し入れがあれば応じ、労務費の上昇による影響を考慮し、下請事業者の適正な利益を含むよう十分に協議します。取引対価の決定や契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

#### ② 手形などの支払条件

下請業者への支払いは、できるだけ現金で行います。手形を利用する場合でも、割引料などは下請業者の負担とならず、支払い期限は60日以内に設定します。

#### ③ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引においては、ガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行いますが、片務的な秘密保持契約の締結や、取引上の立場を利用したノウハウの開示、知的財産権の無償譲渡などは求めません。

#### ④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先が働き方改革に対応できるよう、下請事業者には適正なコスト負担を伴わない短納期の発注や急な仕様変更を行わないようにします。災害時などには、下請事業者に取引上的一方的な負担を押し付けず、また事業再開時などには、できるだけ取引関係の継続を考慮します。

### 3. その他

ありません

2023年6月14日

グリーンスマイル合同会社

企業名

代表社員 奥田雄司

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。